胆振から死亡労働災害を撲滅しよう!

室蘭労働基準監督署独自スローガン

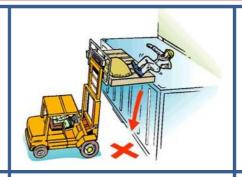
現場力で築くだれもが安心して働けるいぶり

車両系建設機械等重機の用途外使用の禁止について

こんな重機の使い方をしていませんか?



アタッチメントにフレコンバックの帯を引っ掛け、吊り上げようと解体用アタッチメントの用途外使用



2段積みされたコンテナの上に被災者を運ぼうとフォークリフトの用途外使用



ドラグ・ショベルのバケット に乗り作業をしようとドラ グ・ショベルの用途外使用

出典:厚生労働省(職場のあんぜんサイト)

上で挙げた事例は全て用途外使用に関する災害事例です。 車両系建設機械等重機については原則として主たる用途 以外で使用することが禁止されています。

本来の用途と異なる使い方をした場合、本来の設計上予定していない負荷が機体にかかり、転倒や破損の原因となるだけでなく、操作者からの視野の範囲も変わり死角が生じることで、周囲の作業員へのアームや荷の接触・激突のリスクが格段に高くなります。便利だからと言って、車両系建設機械等重機を荷の上げ下ろし、荷の移動、作業員の昇降を目的として安易に使用することは厳禁です。

これから現場作業は繁忙期を迎えますが、用途に応じた 適切な重機の使用を行ってください。 **ユ**

安全第一



室蘭労働基準監督署

〒051-0023 **室蘭市入江町1番地13 室蘭地方合同庁舎4階** TEL (0143)23-6131(代)FAX (0143)22-5213 (R5.7)

クレーンモードに切り替えず使用した場合、**用途外使用に**!

クレーン機能を備えた車両系建設機械の取扱いについて

1 クレーン機能を備えたドラグ・ショベルとは

動力伝達装置は油圧式で、油圧シリンダーや油圧モーターを動かしてクレーンを作動させます。また、クレーン・ショベルモードの切換えとフックのセットアップにより1台の機械で移動式クレーンとドラグ・ショベルに使い分けができます。

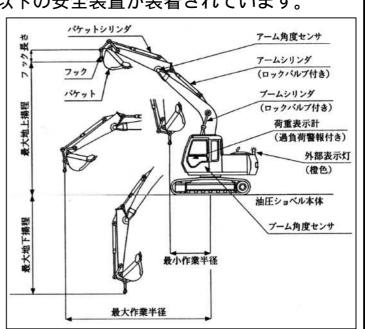
2 安全装置

車両系建設機械として常備している安全装置(ヘッドガード、前照灯など)のほか、移動式クレーン構造規格に基づいた以下の安全装置が装着されています。

過負荷制限装置 落下防止装置、つり荷保持装置 安全弁等 外れ止装置 水準器 外部表示灯

リンク格納型フック 注意銘板

運転を行う者は、クレーン作業開始前に安全装置に異常がないことを確認し、安全装置を正しく取扱い、その機械の定められた性能範囲内の運転を順守しましょう。また、安全装置の機能を停止させた運転は禁止されています。



3 クレーンモードとショベルモードの違い

クレーンモードへの切換えを行うとショベルモードと比べて、主 に以下の違いがあります。

エンジンの回転数に制限がかかります。

旋回速度がショベルモードの2分の1から3分の1に制限されます。 移動式クレーンに必要な安全装置が有効になります。

径が伸びてオー

旋回速度が速すぎると、旋回時につり荷に遠心力が働き、作業半径が伸びてオーバーロードになることがあるので注意が必要です。

つり荷の質量と作業半径が同じであれば、つり荷に働く遠心力は旋回速度の2乗に比例して大きくなります。つまり、旋回速度が2倍になれば遠心力は4倍になります。

クレーン作業時は必ずクレーンモードに切り替えましょう。